

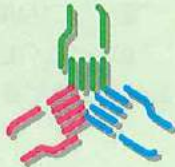
年金共済の趣旨

全事協年金共済制度は昭和48年4月に発足しました。

当時は、地方公務員共済年金と厚生年金の差額を支給することを目的にスタートし、その後、両制度の変遷や財政状況に応じて改正を行ってきました。

今日、公的年金の支給開始年齢の引き上げや給付額が引き下げられる中、いわゆる『企業年金』の役割が重要視されています。

全事協年金共済制度は、事業団で働く皆さまが退職した後の生活の安定・安心のために、全国各地の事業団が協力し、支え合う共済制度です。



加入者

○ 加入要件

事業団に常時勤務する有給の役員・職員となります。

○ 人員

加入団体数65事業団、加入者数13,677名となっています。

なお、年金受給者は5,520名、年金待期者は892名となっています。

※ 年金待期者とは、退職後60才に達するまで年金の支給を待期している者のことです。

※ 数値は、平成28年3月末時点です。

掛 金

○ 通常掛金

加入者は、毎月、通常掛金を納付します。

実際には、事業団が毎月の給与から徴収（控除）し、事業団負担分の通常掛金と合わせて全事協に納付します。

通常掛金率は、30/1,000(3%)で、これを加入者と事業団で半分ずつ負担します。

〔計算式〕

$$\text{基準給料月額} \times \frac{30}{1,000} \left(\begin{array}{l} \text{加入者負担分 } 15/1,000 \\ \text{事業団負担分 } 15/1,000 \end{array} \right)$$

※ 基準給料月額とは、毎年4月1日現在の給料月額(本俸相当額)を千円単位に端数処理(500円未満切り捨て、500円以上切り上げた額)です。

○ 通常掛金の納付期間

掛金納付の開始は、採用日の日付がいつであっても、加入した月分からとなります。

掛金納付の終了は、退職日が月末であれば退職月分まで、月の途中であれば前月分までとなります。

○ 産休・育休による掛金免除

産前産後休業・育児休業中は、通常掛金の負担が加入者・事業団負担分ともに免除されます。

免除期間は、最長で子どもが3才になるまでで、厚生年金の保険料免除期間と同じでなければなりません。



給 付

○ 退職年金

〔支給要件〕 加入者期間20年以上で退職した後、60才になったとき

(60才以上で退職した場合は、退職したとき)

〔支給期間〕 5年または10年の選択制

〔計算式〕

$$\text{退職前1年間の給料月額} \times \text{加入者期間に応じた5年又は10年の年金支給率}$$

※ 給料月額算定時の給料月額は、基準給料月額がベースとなります。

〔開始月〕 支給要件を満たした翌月分から

〔支給月〕 年に4回(2月・5月・8月・11月)でそれぞれ前月分まで支給

○ 遺族年金

〔支給要件〕 加入者期間20年以上の加入者が死亡したとき

〔開始月〕 死亡日の翌月分から

〔支給期間〕〔支給月〕〔年金額〕 退職年金と同じ

※ 遺族年金の支給には、遺族の認定要件を満たす必要があります。

※ 加入中死亡の場合で、遺族の認定要件を満たす者がいないときには、相続人に脱退一時金を支給します。

※ 加入者期間20年以上で退職後、60才に達する前に死亡した場合には上記の遺族年金を支給します。

※ 退職年金受給者が死亡した場合にも遺族年金を支給します。ただし、支給期間が退職年金の残存期間となります。

○ 脱退一時金

〔支給要件〕 加入者期間1年以上20年未満で退職(死亡を含む)したとき

〔計算式〕

$$\text{加入者負担掛金累計額(加入者が負担した掛金の総額)} \times \text{加入者期間に応じた支給乗率(利息相当分)}$$

※ 利息相当分は、平成8年3月以前は7.5%、平成8年4月から平成18年3月までは5.5%、平成18年4月以降は3.5%相当で計算されます。

①この点線で内側に折りたたんでください

②この点線で内側に折りたたんでください